

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則(平成二十九年千葉県規則第四十八号)

新	旧
<p>(条例別表第二の規則で定める事務及び情報)</p> <p>第十一条 条例別表第二第一号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務(以下「生活保護事務」という。)とし、同表第一号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和六年デジタル庁・総務省令第九号。以下「省令」という。)第四十四条第一号に掲げる事務 同号に規定する者(以下「要保護者等」という。)に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報</p> <p>ロ 私立高等学校等奨学のための給付金の支給対象者、支給金額及び支給日に関する情報</p> <p>ハ 私立高等学校等学び直し支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報</p> <p>二 省令第四十四条第二号に掲げる事務 要保護者等に係る前号イからハまでに掲げる情報</p> <p>三 省令第四十四条第三号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報</p> <p>四 省令第四十四条第四号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報</p> <p>五 省令第四十四条第五号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報</p> <p>六 省令第四十四条第六号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報</p> <p>第十二条 条例別表第二第二号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務(以下「外国人生活保護事務」という。)とし、同表第二号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p>	<p>(条例別表第二の規則で定める事務及び情報)</p> <p>第十一条 条例別表第二第一号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務(以下「生活保護事務」という。)とし、同表第一号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p> <p>一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第七号。以下「省令」という。)第十九条第一号に掲げる事務 同号に規定する者(以下「要保護者等」という。)に係る次に掲げる情報</p> <p>イ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報</p> <p>ロ 私立高等学校等奨学のための給付金の支給対象者、支給金額及び支給日に関する情報</p> <p>ハ 私立高等学校等学び直し支援金の支給対象者、支給金額、支給日及び支給対象者が在学する学校名に関する情報</p> <p>二 省令第十九条第一号に掲げる事務 要保護者等に係る前号イからハまでに掲げる情報</p> <p>三 省令第十九条第三号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報</p> <p>四 省令第十九条第四号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報</p> <p>五 省令第十九条第五号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報</p> <p>六 省令第十九条第六号に掲げる事務 要保護者等に係る第一号イからハまでに掲げる情報</p> <p>第十二条 条例別表第二第二号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務(以下「外国人生活保護事務」という。)とし、同表第二号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。</p>

一 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 準ずる保護を必要とする状態にある外国人又は準ずる保護を受けていた外国人（以下「外国人要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報

イ 前条第一号イからハまでに掲げる情報

ロ 省令第四十四条第一号ロからタまで、ノ及びオに掲げる情報

二 略

第十五条 条例別表第二第五号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第五号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 省令第十五条第一号に掲げる事務 同号ロに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

二 省令第十五条第二号に掲げる事務 同号ロに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

三 省令第二十号第一号に掲げる事務 同号へに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

四 省令第二十号第二号に掲げる事務 同号ロに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

五 省令第二十号第三号に掲げる事務 同条第二号ロに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

六 省令第二十号第四号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

七 省令第二十一条第一号に掲げる事務 同号ヲに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

八 省令第二十一条第二号に掲げる事務 同号又ニに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

九 省令第二十一条第三号に掲げる事務 同号ハに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

十 省令第二十一条第四号に掲げる事務 同号ルに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

十一 省令第二十一条第五号に掲げる事務 同条第一号ヲに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

一 生活に困窮する外国人に対する生活保護法第十九条第一項の規定に準じて行う保護の実施に関する事務 準ずる保護を必要とする状態にある外国人又は準ずる保護を受けていた外国人（以下「外国人要保護者等」という。）に係る次に掲げる情報

イ 前条第一号イからハまでに掲げる情報

ロ 省令第十九条第一号ニからワまで、ム、ウ及びビに掲げる情報

二 略

第十五条 条例別表第二第五号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第五号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。

一 省令第八条第一号に掲げる事務 同号イに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

二 省令第八条第二号に掲げる事務 同号イに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

三 省令第十一条第一号に掲げる事務 同号ニに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

四 省令第十一条第二号に掲げる事務 同号ロに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

五 省令第十一条第三号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

六 省令第十一条第四号に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

七 省令第十二条第一号に掲げる事務 同号又ニに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

八 省令第十二条第二号に掲げる事務 同号チに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

九 省令第十二条第三号に掲げる事務 同号ハに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

十 省令第十二条第四号に掲げる事務 同号リに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

十一 省令第十二条第五号に掲げる事務 同条第一号又ニに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

- 十二 省令**第二十二條第六号**に掲げる事務 **同号又**に規定する者に係る外国
人生活保護実施関係情報
- 十三 省令**第二十二條第八号**に掲げる事務 **同号ヲ**に規定する者に係る外国
人生活保護実施関係情報
- 十四 省令**第四十二條**に掲げる事務 同条に規定する者に係る外国人生活保
護実施関係情報
- 十五 省令**第四十四條第一号**に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保
護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報（生活に困窮する外国人
に対する生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給
付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。）及び外国人進学準備給付金
関係情報（生活に困窮する外国人に対する同法第五十五条の五第一項の規
定に準じて行う進学準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。）
- 十六 省令**第四十四條第二号**に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保
護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付
金関係情報
- 十七 省令**第四十四條第三号**に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保
護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付
金関係情報
- 十八 省令**第四十四條第四号**に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保
護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付
金関係情報
- 十九 省令**第四十四條第五号**に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保
護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付
金関係情報
- 二十 省令**第四十四條第六号**に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保
護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付
金関係情報
- 二十一 省令**第五十五條第二号**に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国
人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報
- 二十二 省令**第五十五條第三号**に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国
人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報
- 二十三 省令**第五十五條第四号**に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国
人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報

- 十二 省令**第十二條第六号**に掲げる事務 **同号チ**に規定する者に係る外国人
生活保護実施関係情報
- 十三 省令**第十二條第八号**に掲げる事務 **同号又**に規定する者に係る外国人
生活保護実施関係情報
- 十四 省令**第十七條**に掲げる事務 同条に規定する者に係る外国人生活保護
実施関係情報
- 十五 省令**第十九條第一号**に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保護
実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報（生活に困窮する外国人に
対する生活保護法第五十五条の四第一項の規定に準じて行う就労自立給付
金の支給に関する情報をいう。以下同じ。）及び外国人進学準備給付金関
係情報（生活に困窮する外国人に対する同法第五十五条の五第一項の規定
に準じて行う進学準備給付金の支給に関する情報をいう。以下同じ。）
- 十六 省令**第十九條第二号**に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保護
実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金
関係情報
- 十七 省令**第十九條第三号**に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保護
実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金
関係情報
- 十八 省令**第十九條第四号**に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保護
実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金
関係情報
- 十九 省令**第十九條第五号**に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保護
実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金
関係情報
- 二十 省令**第十九條第六号**に掲げる事務 要保護者等に係る外国人生活保護
実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金
関係情報
- 二十一 省令**第二十二條第二号**に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国
人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報
- 二十二 省令**第二十二條第三号**に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国
人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報
- 二十三 省令**第二十二條第四号**に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国
人生活保護実施関係情報及び外国人就労自立給付金関係情報

学準備給付金関係情報

四十 省令**第百二十七条第三号**に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金関係情報

四十一 省令**第百二十七条第四号**に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金関係情報

四十二 省令**第百二十七条第五号**に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金関係情報

四十三 省令**第百二十七条第六号**に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金関係情報

四十四 省令**第百五十三条第一号**に掲げる事務 同号イに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

四十五 省令**第百五十三条第二号**に掲げる事務 同号イに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

四十六 省令**第百六十条第一号**に掲げる事務 **同号ロ**に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

四十七 省令**第百六十条第二号**に掲げる事務 **同号ロ**に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(条例別表第三の規則で定める事務及び情報)
第十七条 条例別表第三第一号の規則で定める事務は、生活保護事務とし、同表第一号の規則で定める情報は、要保護者等に係る次の各号に掲げる情報とする。
一 五 略
六 省令**第百四十四条第一号ウ及びビ**に掲げる情報

第二十三条 条例別表第三第七号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第七号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一 省令**第六十一条第二号**に掲げる事務 同号イに規定する者に係る次に掲

準備給付金関係情報

四十 省令**第百四十四条第三号**に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金関係情報

四十一 省令**第百四十四条第四号**に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金関係情報

四十二 省令**第百四十四条第五号**に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金関係情報

四十三 省令**第百四十四条第六号**に掲げる事務 同号に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報、外国人就労自立給付金関係情報及び外国人進学準備給付金関係情報

四十四 省令**第百五十八条第一号**に掲げる事務 同号イに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

四十五 省令**第百五十八条第二号**に掲げる事務 同号イに規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

四十六 省令**第百五十九条の三第一号**に掲げる事務 **同号イ**に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

四十七 省令**第百五十九条の三第二号**に掲げる事務 **同号イ**に規定する者に係る外国人生活保護実施関係情報

(条例別表第三の規則で定める事務及び情報)
第十七条 条例別表第三第一号の規則で定める事務は、生活保護事務とし、同表第一号の規則で定める情報は、要保護者等に係る次の各号に掲げる情報とする。
一 五 略
六 省令**第百九十九条第一号ナ及びビラ**に掲げる情報

第二十三条 条例別表第三第七号の規則で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同表第七号の規則で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一 省令**第二十三条第二号**に掲げる事務 同号イに規定する者に係る次に掲

新	旧
<p> げる情報 イ 生活保護実施関係情報 ロ 外国人生活保護実施関係情報 二 省令第六十五条に掲げる事務 同条に規定する者に係る次に掲げる情報 イ 生活保護実施関係情報 ロ 外国人生活保護実施関係情報 三 省令第五十三条第一号に掲げる事務 同号イに規定する者に係る次に掲げる情報 イ 生活保護実施関係情報 ロ 外国人生活保護実施関係情報 四 省令第五十三条第二号に掲げる事務 同号イに規定する者に係る次に掲げる情報 イ 生活保護実施関係情報 ロ 外国人生活保護実施関係情報 </p>	<p> げる情報 イ 生活保護実施関係情報 ロ 外国人生活保護実施関係情報 二 省令第二十四条に掲げる事務 同条に規定する者に係る次に掲げる情報 イ 生活保護実施関係情報 ロ 外国人生活保護実施関係情報 三 省令第五十八条第一号に掲げる事務 同号イに規定する者に係る次に掲げる情報 イ 生活保護実施関係情報 ロ 外国人生活保護実施関係情報 四 省令第五十八条第二号に掲げる事務 同号イに規定する者に係る次に掲げる情報 イ 生活保護実施関係情報 ロ 外国人生活保護実施関係情報 </p>